

公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画

I 基本的事項

1 団体の概要

団体名	松阪市	国調人口 (H22. 10. 1現在)	168,017
構成団体名		職員数 (H24. 4. 1現在)	1,241
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 (年度)		
	計画期間:		

- 注1 団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 2 「職員数」欄は、普通会計に属する全職員（地方公務員法第3条3項の特別職を除く。）について、平成24年4月1日現在で記入すること。ただし、教育長及び4月1日付け退職者は除くこと。
- 3 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率が財政再生基準又は早期健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当する決算年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画又は財政健全化計画の計画期間を併せて記入すること。

2 財政指標等

財政力指数	0.653 (22年度)	経常収支比率 (%)	91.8 (20年度)
財政力指数 (臨財債振替前)	(年度)	将来負担比率	81.6 (20年度)
実質公債費比率 (%)	10.3 (21年度)		

- 注1 財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。
- なお、一部事務組合等に係る財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率については、当該一部事務組合等の構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査における年度）を混在して使用することがないように留意すること。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における合併市町村基本計画等の要旨

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村の合併市町村基本計画の要旨 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村の市町村建設計画の要旨 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年1月1日] 計画の期間を平成17年度から平成26年度までの10年間とし、基本的な都市的サービスを等しく享受できる、身の丈に合ったコンパクトなまちづくりを進め、市民自治が発揮される自治体として持続可能な発展を目指す（新市建設計画13頁）。三役、教育長、議員の人数が70名減ったほか、本計画IV「行政改革に関する施策」に掲げる施策を実施している。

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 にレを付けた上で、当該市町村合併に伴い実施（予定）の行革の内容等の要旨を記入すること。また、要旨については、別紙としても差し支えないこと。

4 財政健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	財政健全化計画
計 画 期 間	平成24年度から平成28年度までの5年間
既 存 計 画 と の 関 係	行財政改革大綱に基づく行財政改革大綱アクションプラン（平成23年度から平成25年度）を実行し、その後第2期プランを作成する。
公 表 の 方 法 等	ホームページ、広報掲載、閲覧用冊子の作成、議会への説明予定
基 本 方 針	財政の健全化を柱として、行政管理経費の抑制、定員の適正化、市債発行の抑制（大型事業を除く）、公営企業繰上金の適正運用の視点から主要な改革に取り組み、効率的な行政運営の実現を目指す。

I 基本的事項（つづき）
5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6.5%未満	
		旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	旧公庫：年利6%以上	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	123,027.7			123,027.7
	補償金免除額	12,951.0			12,951.0
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	46,788.4			46,788.4
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

- 注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。
- 2 各欄の数は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)
- 3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該欄に()書きで記入すること。

6 平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成24年度末残高)	年利6.3%以上 (平成24年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
普通 会 計 債	公営住宅建設事業	25,997.5			25,997.5
	義務教育施設	84,012.6			84,012.6
	義務教育施設(建物分)	8,398.4			8,398.4
	臨時財政特別債	4,619.2			4,619.2
	小 計 (A)	123,027.7			123,027.7
出 一 般 債 等 計					
	小 計 (B)				
	合 計 (A)+(B)	123,027.7			123,027.7

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成24年度末残高)	年利6.5%以上 (平成24年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
普通 会 計 債	宅地取得資金貸付金	10,398.2			10,398.2
	住宅新築資金貸付金	13,406.4			13,406.4
	義務教育施設	22,983.8			22,983.8
	小 計 (A)	46,788.4			46,788.4
出 一 般 債 等 計					
	小 計 (B)				
	合 計 (A)+(B)	46,788.4			46,788.4

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成24年度9月期残高)	年利6%以上 (平成24年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
普通 会 計 債					
	小 計 (A)				
出 一 般 債 等 計					
	小 計 (B)				
	合 計 (A)+(B)				

- 注1 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
- 2 公営企業債のうち、当該地方公共団体の一般会計が負担するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)については、「一般会計出資債等」欄に記入すること。

II 財政状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・市域の面積が623.77平方キロメートルで、伊勢湾から奈良県境の紀伊山地に及び、海岸・工業用地・住宅地・商業業務用地・公園緑地・田・畑・山林をまんべんなく包含する。経済活動別市内総生産においても、第一次産業から第三次産業までまんべんなく活動している。これらのことから、広範囲に及ぶ行政課題が存在する。 ・収入においては、類似団体と比較した場合、地方交付税、市税の割合が高く、市債の割合が低い。 ・普通会計の市債残高はごみ処理施設等の更新に備え、大幅に市債発行を抑制していたため大きく減少している。ただし、平成25年、26年年度の借り入れは、ごみ処理施設分だけでも約50億円となるため、市債残高の増加は避けられない。 ・平成25年度ピークとなる退職手当支払予定額が約15億円となるが、勧奨退職などで平準化したため、当初見込み（20億円）より大幅に減少した。 ・し尿処理と消防事務を一部事務組合にて共同処理しているため、類似団体と比べ、補助費等の割合が高いという特徴を持つ。 ・市立病院を擁し、地域医療の中核的存在としてだけではなく、いわゆる「市場の失敗」を補完するという公立病院の使命を果たしている。近年医師確保の取組みが実を結び、循環器内科の稼働等により収支の改善が達成されている。 ・基礎的財政収支においても、最近5年間では10億円～40億円の範囲で黒字を保っている。
	<p>課 題 ① 合併算定替の終了等</p> <p>松阪市の財政運営については、合併における特例期間終了、国の制度等による財政負担の増加、合併に伴う重複施設の見直しの遅れ、老朽化に伴う経常経費の増加などから厳しい財政運営、財政見通しが続いている。</p> <p>第一に、本市は地方交付税に大きく依存しており、住民基本台帳人口一人当たりの普通交付税は76,886円、類似団体のそれは67,278円であり、比較をしても依存度が高い。このような状況の中で、さらに合併算定替が終了すると普通交付税の額で20億円～30億円の減少が見込まれ、財政運営に対して大きなインパクトがあるため、合併算定替終了に向けての財政規模の圧縮が喫緊の課題となっている。</p> <p>第二に、扶助費に関しては毎年2億円～5億円増加しており、今後もその傾向は続くものと思われる。松阪市の住民基本台帳人口一人当たりの扶助費は77,927円、類似団体のそれは76,717円である。さらに、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業といった医療制度に係る繰出金も年々増加しており、これまで人件費・公債費を抑制してきたものの、それを上回る扶助費・繰出金の経常的経費の伸びが大きく財政を圧迫している。</p> <p>第三に、本市は下水道普及率が最も低いグループに属する（三重県も同様である）が、現在、三重県の策定した流域別下水道整備総合計画に基づき、流域関連公共下水道事業として、流域下水道の幹線管渠に接続するまでの管渠整備を進めている。中勢沿岸流域下水道松阪処理区が巨大管渠と大規模処理場を抱えていること、人口密度の低い農村部まで計画区域に含むことから、多額の費用を要する事業であり、市財政に与える影響が極めて大きい。（次頁へ）</p>

II 財政状況の分析

区 分	内 容
	<p>(続き)</p> <p>事業の進捗については、平成2年度から着手し、全体計画面積5,099.9ヘクタールに対し、平成23年度末の整備面積は1,669.7ヘクタール（整備率32.7%）であり、整備完了まであと数十年かかる見通しである。</p> <p>第四に健康推進事業のうち、子宮頸がんワクチン予防接種、ヒブ・肺炎球菌ワクチン予防接種については、今後法定の予防接種事業となること、また、妊婦健診、女性特有のがん検診、大腸がん健診、母子保健事業等についても国の制度の中で恒久的な経常経費としての位置づけとなる見込みであるため、物件費については、抑制することが難しい状況である。</p> <p>最後に、合併により旧団体の類似施設が市内に複数存在している状況があったが、合併後5年が経過した現在も合併時の施設を概ね引き継いでいる状況である。各施設の老朽化も著しく、毎年の維持補修費については、平成22年度普通会計決算において松阪市の住民基本台帳人口一人当たりの維持補修費は5,010円、類似団体のそれは、4,507円である。また、物件費についても、人件費の抑制に伴う非常勤職員賃金等の増加、施設の維持管理に伴う委託料の増加があり、松阪市の住民基本台帳人口一人当たりの物件費は44,950円、類似団体のそれは45,747円である。</p> <p>以上のような課題がある中で、松阪市では、個別事業における経費の見直しを更に徹底すると同時に、重複施設の整理を行い、経常経費の削減を進めていく。</p>
留 意 事 項	<p>財務上の特徴で述べたように、平成24年度から継続事業としてごみ処理施設の更新に伴う建設事業を実施していくため、それに伴う市債発行の大幅増が見込まれる。</p>

注1 「財務上の特徴」欄は、人口や産業構造、財政構造や地域特性等を踏まえて記載すること。また、財政指標等について、経年推移や類似団体との水準比較などをし、各自工夫の上説明すること。

2 「財政運営課題」欄は、税収入の確保、給与水準・定員管理の適正合理化、公債負担の健全化、公営企業繰出金の適正運用、地方公社・第三セクターの適正な運営等、団体が認識する財政運営上の課題及びその具体的施策について、優先度の高いものから順に記入する。また、財政運営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「財政運営課題」で取り上げた項目の他に、財政運営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の財政状況の見通し

(単位：百万円)

区 分	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算見込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
地方税	22,017	22,271	21,471	21,444	21,580	20,893	21,229	21,578	21,508	21,798
地方譲与税等	3,277	3,009	2,833	2,796	2,710	2,717	2,780	2,780	2,780	2,780
地方特例交付金	149	299	323	326	289	99	99	99	99	99
地方交付税	11,775	12,448	13,254	14,053	14,879	14,600	14,487	14,369	14,288	13,661
小計(一般財源計)	37,219	38,027	37,881	38,619	39,459	38,309	38,595	38,825	38,674	38,337
分担金・負担金	474	466	471	472	554	499	499	499	499	499
使用料・手数料	1,324	1,325	1,360	1,315	1,299	1,299	1,299	1,299	1,299	1,299
国庫支出金	5,312	5,294	10,131	8,262	9,040	8,651	8,933	10,131	8,851	8,918
うち普通建設事業に係るもの	686	669	444	507	771	441	500	980	510	530
都道府県支出金	3,089	3,636	3,315	3,918	4,203	3,812	3,812	3,812	3,812	3,812
うち普通建設事業に係るもの	343	816	401	545	673	221	250	490	255	265
財産収入	121	132	178	162	123	142	142	142	142	142
寄附金	42	268	26	24	28	26	26	26	26	26
繰入金	1,402	590	312	270	254	453	832	1,155	1,101	1,214
繰越金	1,464	784	716	840	1,055	1,031	30	30	30	30
諸収入	795	533	404	461	436	449	449	449	449	449
うち特別会計からの貸付金返済額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち公社・三社からの貸付金返済額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債	4,447	3,897	4,421	3,046	3,315	3,823	4,033	7,445	3,860	4,012
特別区財政調整交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳入合計	55,689	54,952	59,215	57,389	59,766	58,494	58,650	63,813	58,743	58,738
人件費 a	11,691	11,425	11,063	10,667	10,687	10,366	10,924	10,771	10,307	10,069
うち職員給	8,036	7,863	7,606	7,326	7,244	7,226	7,209	7,191	7,174	7,156
物件費 b	7,735	7,314	8,077	7,492	7,793	7,848	7,848	7,848	7,848	7,848
維持補修費 c	811	793	801	835	744	833	825	817	808	800
a + b + c = d	20,237	19,532	19,941	18,994	19,224	19,047	19,597	19,436	18,963	18,717
扶助費	8,565	9,109	10,103	12,989	13,958	14,168	14,380	14,596	14,815	15,037
補助費等	8,042	7,751	10,350	7,387	7,259	7,371	7,553	8,024	7,875	7,715
うち公営企業(法通)に対するもの	3,143	2,943	2,963	2,977	2,963	3,046	3,185	3,299	3,413	3,506
普通建設事業費	5,155	5,177	5,628	3,874	4,685	4,411	5,000	9,800	5,100	5,300
うち補助事業費	1,781	2,440	1,648	1,580	2,629	1,158	2,660	5,213	2,713	2,819
うち単独事業費	3,374	2,737	3,980	2,294	2,056	3,253	2,340	4,587	2,387	2,481
災害復旧事業費	66	35	192	214	281	40	6	6	6	6
失業対策事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公債費	6,898	6,643	6,440	6,278	6,302	6,371	5,794	5,501	5,330	5,143
うち元金償還分	5,778	5,600	5,483	5,388	5,478	5,444	5,066	4,801	4,605	4,437
積立金	1,108	1,160	678	627	1,065	594	78	78	78	78
貸付金	23	16	15	6	6	6	6	6	6	6
うち特別会計への貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち公社、三社への貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰出金	4,128	4,502	4,711	5,581	5,359	5,686	5,839	5,969	6,172	6,338
うち公営企業(法非通)に対するもの	250	236	215	257	294	310	292	291	303	305
その他	683	311	317	384	403	369	367	367	368	368
歳出合計	54,905	54,236	58,375	56,334	58,542	58,063	58,620	63,783	58,713	58,708

【財政指標等】

(単位：百万円、人)

区 分	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算見込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
形式収支	784	716	840	1,055	1,224	431	30	30	30	30
実質収支	729	603	592	889	1,037	431	30	30	30	30
標準財政規模	37,308	37,540	38,417	39,447	39,761	39,426	39,712	39,930	39,782	39,435
財政力指数	0.682	0.686	0.677	0.653	0.636	0.627	0.633	0.644	0.657	0.668
実質赤字比率 (%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
経常収支比率 (%)	94.0	91.8	91.5	90.6	90.0	90.4	91.1	91.4	91.1	91.1
実質公債費比率 (%)	10.5	10.3	9.6	8.9	8.4	8.1	8.0	7.9	7.9	7.8
地方債現在高	60,247	58,544	57,483	55,141	52,978	51,357	50,323	52,968	52,222	51,797
積立金現在高	11,884	12,660	13,157	13,638	14,552	14,866	14,601	14,170	13,374	12,408
財政調整基金	5,987	6,163	6,775	7,323	8,318	8,864	8,647	8,263	7,508	6,573
減債基金	537	485	423	364	315	114	99	83	74	74
その他特定目的基金	5,361	6,011	5,959	5,951	5,919	5,887	5,855	5,824	5,792	5,761
職員数	1,336	1,304	1,268	1,263	1,241	1,238	1,235	1,232	1,229	1,226

注 実質公債費比率は、平成21年度(平成18年度から平成20年度までの3か年平均)の数値を基準年度とした場合は平成20年度欄に、平成22年度(平成19年度から平成21年度までの3か年平均)の数値を基準年度とした場合は平成21年度欄に、それぞれ記入すること。

IV 行政改革に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 合併予定市町村等にあつてはその予定とこれに伴う行革内容		平成17年1月1日に旧1市4町を廃し、松阪市を設置したところである。市町村建設計画の期間を平成17年度から平成26年度までの10年間とし、基本的な都市的サービスを等しく享受できる、身の丈に合ったコンパクトなまちづくりを進め、市民自治が発揮される自治体として持続可能な発展を目指している（新市建設計画13頁）。三役、教育長、議員の人数を70名減らしたほか、以下に掲げる施策を実施している。
2 経常経費の見直し		
○ 定員管理		合併後、松阪市では相当数の職員削減を実施し、定員管理の適正化に努めてきた。平成24年度から今後5年間で205人の職員が定年退職を迎えることと権限委譲等の状況の変化を考慮し、平準化した職員の採用を行い、定員管理に努めていく。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		基本的に人事院勧告に準拠した見直しを行っているが、諸手当を含め、更に適正な給与となるよう今後も検討する。また、地域手当については、当初三重県職員に合わせ4%の独自支給を行ったが、見直しにより平成24年度から国基準に一致させて松阪市内の勤務地に係るものを支給しないこととしたところである。
◇ 技能労務職員の給与のあり方		現在、国の行政職給料表（二）に一部、行政職給料表（一）を合成したものを適用しているが、今後は、業務の内容や性格などを踏まえつつ、国や民間の同職種に従事する者との均衡が取れるように考慮した給与制度の運用を図る。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		特別昇給はしておらず、国の基準に従った退職手当を支給している。勸奨退職制度も実施しており人件費の削減を図る。
◇ 福利厚生事業のあり方		法律に基づいて行わなければならない事業であるが、業務の効率化等を考えて現在事業を委託している。当該事業についても市民の理解、納得が得られ、また効果的なものとなるよう工夫する。
○ 物件費、維持補修費等の見直し	課題1	平成22年度から平成24年度までの3年間で、一般会計予算事業の約1割（100事業程度）を対象に事業仕分けを実施し、その評価結果をもとに今後の事業の改廃、再構築などの方針を定め、経常的な事業経費の縮減や費用対効果を高めるための抜本的な見直しを進める。また、施設の維持補修費等の見直しに関しては、施設の維持管理の総コストを明らかにする施設カルテを作成し、今後の施設の更新などにも対応した施設の最適管理に向けた施設仕分けに取り組む。物件費については、保健事業の増加を見込むものの、上記の取組み等により増加とならないように抑制する。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	課題1	民間にできることは民間に委ねるという姿勢のもと、住民サービスの向上や経費の縮減などが期待できる公の施設に関しては、指定管理者制度の導入の検討を行うとともに、すでに指定管理者制度を活用している施設についても、指定期間の終了時期にあわせ、より効果的な制度活用を意識した検討を行う。
○ その他		事業実施や施設運営に要する財源の確保を目指し、広告事業の積極的な推進に加え、ネーミングライツの導入など新たな財源確保に取り組む。

IV 行政改革に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
3 地方税の徴収率の向上、売却可能資産の処分等による歳入の確保		<p>現年課税分については、現年のみ滞納者の差押実施、コンビニ収納導入（H20.4より導入）、電話催告の強化を実施し、滞納繰越分については、インターネット公売の実施、差押強化、応援徴収体制の強化、三重地方税管理回収機構との連携を実施する等により徴収率の向上を図る。</p> <p>売却可能資産については、未利用地の現状把握を行うことにより、未利用地や不用品の売却、貸付等を検討する。また地元への無償貸与等による活用を図ることにより、維持管理費の削減を図る。</p> <p>このほか、平成18年度に「松阪市における民間企業等の広告掲載に関する規則」を定め、新たな財源を確保すべく、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載するとりくみを行っている。平成24年度には、ネーミングライツ・パートナー（命名権者）の募集を実施し、3つの体育施設についてネーミングライツの契約を調印し、命名権収入を確保した。</p>
4 地方公社の改革や地方独立行政法人への移行の促進		<p>土地開発公社が、取得造成後10年以上を経過している用地の売却を積極的に進めている。平成23年度には、454.29平米（2筆）を先着申込みにより処分した。</p> <p>また、事業資金借入金についても、入札見積もり方式を導入し、より低利での資金調達に努力している。</p>
5 行政改革や財政状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 行政改革や財政状況に関する情報公開		
◇ 給与及び定員管理の状況の公表		<p>現在行っている給与情報公表システムによるホームページでの公表を引き続き実施していく。</p>
◇ 財政情報の開示		<p>毎年6月に下期の財政状況、12月に松阪市の財政状況を市の広報及びホームページに掲載しており、市の財政状況を開示している。</p>
○ 行政評価の導入		<p>平成14年度から実施してきた「事務事業評価」は平成21年度にて中止。これに代わるものとして、事業仕分けを外部評価の一つと位置付け実施。</p> <p>なお、「施策評価」等については、段階的に導入を検討。</p>
6 その他		<p>課題を解決するために、各年度の市債発行額が、当該年度の元金償還金額を超えないようにする。（ただし、ごみ処理施設建設事業については、この限りでない）</p> <p>また、一般会計が負担すべき経費（負担金）と公営企業が経営努力すべき経費や収益にて賄うべき経費を峻別し、後者については、補助すべき合理的な理由があるものを除き、安易に繰り出さず、公営企業に経営努力を求める。</p>

- 注1 上記区分に応じ、「II 財政状況の分析」の「財政運営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。
- 2 今後行う行政改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている団体については、更なる行政改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する団体については、計画前5年間に取り組んできた行政改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う行政改革推進効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 財政状況が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態であっても、財政状況を良好な状態に維持するため又は更なる財政健全化のために講じている歳入確保策・歳出削減策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う行政改革推進効果【延長計画策定団体】

1 主な課題と取組及び目標

課題	取組及び目標
1 経常経費の見直し	事業仕分け（外部評価）を活用した事務事業の見直しによる経常経費の縮減と費用対効果の最大化。（一般会計予算事業の1割程度）施設の管理運営・維持補修にかかる総コストを記した施設カルテを活用した施設仕分け（公共・公用施設 施設数 約630施設（全体））給与のあり方、定員の適正化については、職員手当の見直し、適正な職員配置・計画的採用による適正化に努める。
2 公債費負担の健全化（地方債発行の抑制等）	新たな借入を抑制するとともに、負担の平準化に配慮しながら低金利なものへの借換え、繰上償還を図り残高を削減する。また原則、借入額は当該年度の償還元金以下に抑える。ただし、留意事項にも述べたように平成25年度、平成26年度に関してはごみ処理施設建設事業に伴う借入れがあり、残高を抑制することは困難である。また公債費についても、ごみ処理施設建設事業の償還のピークが平成31年度からはじまり、当該事業分で約5億の償還が見込まれる。
3 公営企業会計に対する基準外繰出しの解消	繰出基準を基本として、赤字補填的な繰出金に依存させないような経営の健全化を求める。
4 その他	個別事業における経費の見直しを更に徹底する

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
 なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」又は「財政再生計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
 2 各項目への記入に当たっては、Ⅳに掲げた施策又は財政健全化法に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標

（単位：百万円）

区分	課題	項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	延長計画合計	
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度)	(当初計画第4年度)	(当初計画第5年度)		(延長計画前年度)	(延長計画初年度)	(延長計画第2年度)	(延長計画第3年度)	(延長計画第4年度)		(延長計画第5年度)
	費 比 公 債	当初計画の目標値		13.5	13.5	13.4	13.4	13.4								
		(実績値)	13.9	10.5	10.3	9.6	8.9	8.4								
		延長計画の目標値									8.1	8.0	7.9	7.9	7.8	
		(実績値)	61,577	60,247	58,544	57,483	55,141	52,978								
	地 方 高 債 現	当初計画の目標値		60,961	59,642	58,327	58,192	56,614								
		(実績値)	61,577	60,247	58,544	57,483	55,141	52,978								
		延長計画の目標値									51,357	50,323	52,968	52,222	51,797	
		(実績値)														
施 策 初 に 計 画 額 に 改 善 上 効 果 た	1	人件費（退職手当除く）	10,185	10,286	10,105	9,943	9,784	9,628								
		改善効果額		-101	80	242	401	557	1,179							
		4	行政管理経費（経常的な物件費・維持補修費）	6,629	6,625	6,581	6,546	6,526	6,506							
			改善効果額		4	48	83	103	123	361						
		〇〇〇														
		改善効果額														
		〇〇〇														
		改善効果額														
									当初計画改善効果額 合計	1,540						

施 策 長 に 計 画 額 に 改 善 上 効 果 た	1	諸手当の見直し（地域手当の廃止）						70		0	0	0	0	0	
		改善効果額								70	70	70	70	70	350
		改善効果額													
		〇〇〇													
		改善効果額													
		〇〇〇													
		改善効果額													

注1 歳出削減策のみならず、歳入確保策についても幅広く検討の上、記入すること。
 2 「課題」欄については、「1 主な課題と取組及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。
 3 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。
 4 「Aのうち公営企業加算分 B」欄については、平成19年度から平成21年度までの間に当該団体の公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受け、平成22年度以降に引き続き当該公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受ける場合であって、当該公営企業会計における経営改革の改善効果額が当該公営企業会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること（ただし、公営企業会計に加算できる改善効果額は、普通会計に係る改善効果額が旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る部分に限る。）。

延長計画改善効果額 合計 A		350
Aのうち公営企業会計加算分 B		
（Bの内訳）〇〇会計への加算額		
〇〇会計への加算額		
A - B		350
<参考>補償金免除額（旧資金運用部資金）		13